

(目次) 薬学研究科 薬学専攻 (D)

- 1 大学院の設置の趣旨として掲げる「統合医療」の概念が不明確であるため、大学院で具体的にどのような人材を養成しようとしているのか不明確である。本学における「統合医療」の定義を明らかにして、大学院の教育研究の理念を明確にすること。(是正事項) . . . P・1～3
- 2 養成する人材とディプロマ・ポリシーが同じ項目として説明されており、例えば養成する人材における「高い倫理観」がディプロマ・ポリシーに適切に設定されているか疑義があるなど、それぞれがどのように整理されているのか不明確である。養成する人材像とディプロマ・ポリシーを整理して整合性を明らかにすること。
(是正事項) . . . P・4～5
- 3 養成する人材とディプロマ・ポリシーが同じ項目で説明されているため、カリキュラム・ポリシーによる教育課程で、ディプロマ・ポリシーを達成できるのか不明確である。ディプロマ・ポリシーを整理した上で、カリキュラム・ポリシーが適切であることを明らかにすること。(是正事項) . . . P・6～7
- 4 論文審査及び最終試験の方法が抽象的な説明に留まっているため、学位授与プロセスの透明性が確保されているか不明確である。博士論文の審査を受けるための条件や、大学が学位を授与した際の論文の公表方法を具体的に説明し、学位規則を満たすことを明らかにすること。
(是正事項) . . . P・8～10
- 5 教育課程の特色として「研究倫理について総合的に学ぶこと」、「統合医療についての概念を理解するための教育」を掲げているものの、対応する授業科目は「研究倫理特論」、「統合医療特論」に留まっているように見受けられるため、十分に学ぶことができるか疑義がある。それぞれの特色を教育課程においてどのように担保する計画であるか明らかにすること。(是正事項) . . . P・11～12
- 6 各科目の到達目標や評価基準等が明示されていないことから、シラバス等を改めることにより、明らかにすること。また、共通科目における授業形態が演習又は実験・実習の科目について、授業計画表の記載が授業内容と担当教員を示すのみで、本科目の履修スケジュールが示されていないことから、併せて修正すること。(是正事項) . . . P・13

- 7 「大学院特別講義」は関係する研究領域の研究者による講演を聴講させる科目であると見受けられるが、シラバスの内容が抽象的であり、どのような目的の講演が実施される計画であるか不明確であるため、具体的に説明すること。(是正事項) . . . P・14
- 8 「薬学演習」、「課題研究」は4年間を通して学ぶ科目であると見受けられるが、教育課程の概要においては、4年生の通年の科目として位置付けられている。適切な内容に改めること。(改善事項) . . . P・15
- 9 専任教員の週当たりの平均勤務日数が週6日となっており、教員に対して大きな負担を課している状況にないか疑義があるため、その適正性について、就業規則等を明らかにした上で、明確に説明すること。(是正事項) . . . P・16
- 10 入学者選抜を3つの区分で実施することだが、各区分の出願資格を踏まえると、様々な受験者が想定される中、どのようにアドミッション・ポリシーを確認するのかが不明確であるため、具体的な入学者選抜方法を明らかにすること。その際、アドミッション・ポリシーに掲げる「統合医療」に精通した高度な研究能力を有する者としての意欲と能力について、学外の「統合医療の基礎」を学んでいない学生に対してどのように確認するのも併せて説明すること。(是正事項) . . . P・17～18
- 11 「社会人入試」を設けて企業等に所属し続ける学生を受け入れる計画であるが、授業は平日の昼間のみを開講される計画であるため、社会人を対象とした教育がどのように行われるか不明確である。社会人に対する履修指導及び研究指導の方法や授業の実施方法、想定される専任教員の負担の程度を明らかにすること。(是正事項) . . . P・19
- 12 大学院設置に伴い研究室は薬学部と共用して使用することだが、図面で確認できないため、適切に改めること。また、大学院学生の研究室については室内の見取図も添付し、教育研究に必要な施設が確保されていることを具体的に説明すること。(是正事項) . . . P・20～21

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

1. <設置の趣旨が不明確>

大学院の設置の趣旨として掲げる「統合医療」の概念が不明確であるため、大学院で具体的にどのような人材を養成しようとしているのか不明確である。本学における「統合医療」の定義を明らかにして、大学院の教育研究の理念を明確にすること。

(対応)

本学の定義する「統合医療」は、「西洋医学主体の医療に日本の伝統医学である漢方医学が持つ「未病」と「個別医療」の概念を融合した医療」である。この定義に従って、「設置の趣旨等を記載した書類」内の「1. 設置の趣旨および必要性」を整理して修正した。なお、本学薬学部は統合医療を理念として建学された。そこで意味する統合医療は、現在保険診療で用いられ、科学的裏付けが進捗しつつある漢方医学が中心におかれてきており、その点を分かりやすい形で表現するべく努めている。

本大学院の教育研究の理念は、「薬学分野において高度な専門的知識や技能を有し、高い倫理観と本学の定義する統合医療を理解して、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる高度な研究能力を有する人材を養成すること」とした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(1、2、5 ページ)

新	旧
<p>【統合医療の定義】 <u>本学では、統合医療とは、「西洋医学主体の医療に日本の伝統医学である漢方医学が持つ「未病」と「個別医療」の概念を融合した医療」と定義している。</u> (2 ページ)</p> <p>【養成する人材および教育研究の理念】 <u>統合医療という言葉はこれまで様々な形で使われてきているが、「未病」と「個別医療」を把握した、本学が定義する「統合医療」を理解する薬剤師の養成が社会的に要請されるようになっている。</u> (1、2 ページ)</p> <p><u>本大学院は、高度な専門的知識や技能を有して、研究現場や医療現場において自立して問題の発見およびその解決をはかることが</u></p>	<p>【統合医療の定義】</p> <p>【養成する人材および教育研究の理念】 <u>すなわち「未病」と「個別医療」を把握した薬剤師の養成が社会的に要請されるようになっている。</u> (1 ページ)</p>

できる研究能力を有する人材を養成する事を大学院教育の基本とする。それに加えて、研究倫理を尊重し、さらに本学の定義する統合医療を理解する人材を養成することが本大学院の教育研究の理念である。

本学では、統合医療とは、「西洋医学主体の医療に日本の伝統医学である漢方医学が持つ「未病」と「個別医療」の概念を融合した医療」と定義している。本大学院においては、本学で統合医療の基礎を学んだ学生に、この統合医療の実現を目指した学術研究を推進させることは主眼の一つである。また、本学以外の大学を卒業したが、統合医療の実現を目指した高度な研究を実施したい者、あるいは社会に出て薬剤師として働いた結果、「未病」や「個別医療」の重要性をはじめて理解した者に対してのリカレント教育等も本大学院の果たすべき重要な役割となろう。

(2 ページ)

(2) 養成する人材

本大学院は、薬学分野において高度な専門的知識や技能を有し、高い倫理観と本学の定義する統合医療を理解して、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる高度な研究能力を有する人材を養成する。

(3) 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

養成する人材像より、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を以下の様に定める。

○ディプロマ・ポリシー

本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士 (薬学) の学位を

本学で統合医療の基礎を学んだ学生に、大学院において統合医療の学術研究を推進させることは主眼の一つである。本学以外の学を卒業し研究を実施することで高度な専門教育を受けたい者に機会を与えるばかりでなく、社会に出て薬剤師として働いた結果、統合医療の重要性をはじめて理解した者に対してのリカレント教育等も大学院の果たすべき重要な役割となろう。

本学出身者に教員としての資格を得られるように、より高度な研鑽の場を与えることは大学院の大学教員養成機能を意義あるものとするようになる。

(2 ページ)

(2) 養成する人材と学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、高い倫理観を有し高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者、あるいは薬学研究者になる

<p>授与する。</p> <p>a 基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。</p> <p>b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。</p> <p>c <u>研究倫理を尊重して研究を遂行できる。</u></p> <p>d <u>統合医療の理念を理解して、研究現場や医療現場において諸問題に立ち向かうことができる。</u></p> <p>(5 ページ)</p>	<p><u>ための以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士(薬学)の学位を授与する。</u></p> <p>a <u>統合医療を理解し、基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。</u></p> <p>b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。</p> <p>(5 ページ)</p>
--	--

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

2. <養成する人材とディプロマ・ポリシーの整合性が不明確>

養成する人材とディプロマ・ポリシーが同じ項目として説明されており、例えば養成する人材における「高い倫理観」がディプロマ・ポリシーに適切に設定されているか疑義があるなど、それぞれがどのように整理されているのか不明確である。養成する人材像とディプロマ・ポリシーを整理して整合性を明らかにすること。

(対応)

「設置の趣旨等を記載した書類」内の「1 設置の趣旨及び必要性」の(2) 養成する人材と学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」を、(2) 養成する人材、(3) 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) の2つに分けて記述するとともに整理して修正した。

また、ディプロマ・ポリシーを a~d までの4つの項目に整理して、養成する人材像との整合性を明らかにした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(5 ページ)

新	旧
<p>(2) <u>養成する人材</u> 本大学院は、<u>薬学分野において高度な専門的知識や技能を有し、高い倫理観と本学の定義する統合医療を理解して、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる</u> <u>高度な研究能力を有する人材を養成する。</u></p> <p>(3) <u>学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</u> 養成する人材像より、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を以下の様に定める。 <u>○ディプロマ・ポリシー</u> 本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士 (薬学) の学位を授与する。 a 基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。 b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることが</p>	<p>(2) <u>養成する人材と学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</u></p> <p>本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、<u>高い倫理観を有し高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者、あるいは薬学研究者になるための</u>以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士 (薬学) の学位を授与する。 a <u>統合医療を理解し</u>、基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。</p>

<p>できる。</p> <p>c <u>研究倫理を尊重して研究を遂行できる。</u></p> <p>d <u>統合医療の理念を理解して、研究現場や医療現場において諸問題に立ち向かうことができる。</u></p> <p>(5 ページ)</p>	<p>b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。</p> <p>(4、5 ページ)</p>
--	---

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

3. <ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性が不明確>

養成する人材とディプロマ・ポリシーが同じ項目で説明されているため、カリキュラム・ポリシーによる教育課程で、ディプロマ・ポリシーを達成できるのか不明確である。ディプロマ・ポリシーを整理した上で、カリキュラム・ポリシーが適切であることを明らかにすること。

(対応)

審査意見2への対応により、ディプロマ・ポリシーを整理して改めた。また、カリキュラム・ポリシーを整理して改めた。それによって、カリキュラム・ポリシーとの対応を明確にした。ディプロマ・ポリシーのaについては、カリキュラム・ポリシーのcが対応する。ディプロマ・ポリシーのbについては、カリキュラム・ポリシーのdが対応する。ディプロマ・ポリシーのcの研究倫理については、カリキュラム・ポリシーのaが対応する。ディプロマ・ポリシーのdの統合医療の理念の理解については、カリキュラム・ポリシーのbが対応する。

【ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係】

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
a 基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。	c 博士論文作成のための研究に限局されずに幅広い高度な専門的知識を学ぶために多様な講義科目を設置する。
b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。	d 自立して問題の発見およびその解決をはかることができる能力を涵養し、博士論文作成のための研究を推進するための科目を設置する。
c 研究倫理を尊重して研究を遂行できる。	a 研究に必要な倫理や法規制を学ぶための科目を設置する。
d 統合医療の理念を理解して、研究現場や医療現場において諸問題に立ち向かうことができる。	b 統合医療の概念を理解するための科目を設置する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(5、6ページ)

新	旧
(3) <u>学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</u> 本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士(薬学)の学位を	(2) <u>養成する人材と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</u> 本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、 <u>高い倫理観を有し高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者、あるいは薬学研究者になる</u>

<p>授与する。</p> <p>a 基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。</p> <p>b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。</p> <p>c 研究倫理を尊重して研究を遂行できる。</p> <p>d <u>統合医療の理念を理解して、研究現場や医療現場において諸問題に立ち向かうことができる。</u></p> <p>(5 ページ)</p> <p>(1) 教育課程の<u>編成方針</u> (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>(中略)</p> <p>基礎薬学及び臨床薬学からなる広い領域において、<u>ディプロマ・ポリシーに則った人材を養成するために、以下のような教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー) を定める。</u></p> <p>○カリキュラム・ポリシー</p> <p>a 研究に必要な倫理や法規制を学ぶための<u>科目を設置する。</u></p> <p>b <u>統合医療の概念を理解するための科目を設置する。</u></p> <p>c 博士論文作成のための研究に限局されずに幅広い高度な専門的知識を学ぶために多様な講義科目を設置する。</p> <p>d 自立して問題の発見およびその解決をはかることができる能力を涵養し、博士論文作成のための研究を推進するための<u>科目を設置する。</u></p> <p>(6 ページ)</p>	<p><u>ための</u>以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査に合格し、最終試験に合格した者に対して、博士 (薬学) の学位を授与する。</p> <p>a <u>統合医療を理解し</u>、基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域において高度な専門的知識や技能を有している。</p> <p>b 研究現場や医療現場において、自立して問題の発見およびその解決をはかることができる。</p> <p>(4、5 ページ)</p> <p>(1) 教育課程<u>編成の考え方</u> (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、基礎薬学及び臨床薬学からなる広い領域において、<u>博士 (薬学) の取得を目指す人材を育成するために、以下のように教育課程を編成する。</u></p> <p>a <u>研究開始時に研究に必要な倫理や法規制を学ぶための「研究倫理特論」、および統合医療の概念を理解するための「統合医療特論」を設置し、1年次に配置する。</u></p> <p>b 4年間の博士課程を通じて、各自の博士論文作成のための研究に限局されずに幅広い高度な専門的知識を学ぶために多様な講義科目を設置し、2年次までに配置する。</p> <p>c <u>最先端の研究動向を学び、研究能力の発展を期するために、学内外の研究者の講演を聴講する「大学院特別講義」を設置し、1年次に通年で実施する。</u></p> <p>d 自立して問題の発見およびその解決をはかることができる能力を涵養し、博士論文作成のための研究を推進するために、「<u>課題研究</u>」および「<u>薬学演習</u>」を設置し、<u>研究指導教員の指導の下に全学年を通じて実施する。</u> (7 ページ)</p>
--	---

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

4. <学位授与プロセスが不明確>

論文審査及び最終試験の方法が抽象的な説明に留まっているため、学位授与プロセスの透明性が確保されているか不明確である。博士論文の審査を受けるための条件や、大学が学位を授与した際の論文の公表方法を具体的に説明し、学位規則を満たすことを明らかにすること。

(対応)

学位授与プロセスの透明性が確保されていることを明確にするため、「設置の趣旨等を記載した書類」における学位授与プロセスを具体的に書き改めた。要点は以下のとおりである。

- 1) 博士論文の審査を受けるための条件は必要な単位を修得していることである。特に、「課題研究」については、4年間の研究を実施するとともに、研究科委員会のメンバーの前で中間報告会および最終報告会において研究発表と口頭試問を実施し、その内容も考慮して指導教員が認定する。
- 2) 所定の単位を修得した学生は、学位論文を作成して論文審査を申請する。
- 3) 研究科委員会は論文審査委員を選出し、論文審査委員は学位論文の審査を行う。
- 4) 論文審査合格者に対して、最終試験として公開の場での発表および口頭試問を実施する。
- 5) 学位を授与した後は、学位規則に則り、学位を授与した日から3ヶ月以内に論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を大学ホームページに公表するとともに、1年以内に印刷した学位論文を国立国会図書館および本学図書館に公開する。

以上、課題研究の単位認定プロセスに研究科委員会のメンバーの前での研究内容の発表と口頭試問、および最終試験における公開での発表と口頭試問の実施によりプロセスの透明性が確保されている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(10、11 ページ)

新	旧
<p>d 修了要件</p> <p><u>修了要件は、原則として4年以上在学し、必要な科目の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格することである。</u></p> <p>修了に必要な授業科目の単位取得について以下の表にまとめた。</p> <p>(表 新旧対照表(6月)別紙4参照)</p>	<p>d 修了要件</p> <p>修了に必要な授業科目の単位取得について以下の表にまとめた。</p> <p>(表 新旧対照表(6月)別紙4参照)</p>

修了の認定を受けるために必要な修得単位数は、必修科目として「課題研究」(18単位)、「薬学演習」(4単位)、「研究倫理特論」(1単位)、「漢方薬特論」(1単位)、「統合医療特論」(1単位)、「大学院特別講義」(1単位)の26単位に加えて、選択科目として16科目の「特論」(各1単位)から4単位以上、合計30単位以上とする。選択科目の「特論」の修得にあたっては、自分が属する領域以外の特論から1科目以上を選択するとともに所属領域の特論の修得単位数が、全修得選択科目単位数の半数以上になるようにする。「課題研究」(18単位)は、以下の手順で単位を認定する。(1) 指導教員が研究科委員会に課題研究評価のための研究科委員会教員出席の報告会の開催を求める、(2) 大学院学生は報告会にて、課題研究の成果を発表し、口頭試問をうける、(3) 指導教員は、研究科委員会での発表・口頭試問の結果を考慮して単位を与える。

(中略)

論文審査から学位授与までのプロセスは以下の通りとする。

(a) 所定の単位を取得した大学院生は、学位論文を作成した後、研究科委員会に、論文審査の申請を行う。

(b) 研究科委員会は、論文審査委員として研究指導資格を有する教員の中から主査1名を選出する。また、副査として2名以上を選出するが、そのうちの少なくとも1名は本学大学院専任教員とし、外部の有識者から1名を加えることができる。主査が論文審査委員長になり、論文審査委員は博士学位論文の論文審査を実施する。

(c) 論文審査委員長は、論文審査の合格者に対して最終試験を実施する。最終試験は、学位論文の審査委員を含め、全ての教員、大学院学生などの前で公開による研究発表を行うとともに口頭試問として実施す

修了の認定を受けるために必要な修得単位数は、必修科目として「課題研究」(18単位)、「薬学演習」(4単位)、「研究倫理特論」(1単位)、「統合医療特論」(1単位)、「大学院特別講義」(1単位)の25単位に加えて、選択科目として17科目の「特論」(各1単位)から5単位以上、合計30単位以上とする。選択科目の「特論」の修得にあたっては、自分が属する領域以外の特論から1科目以上を選択するとともに、所属領域の特論の修得単位数が全修得選択科目単位数の半数以上になるようにする。

(中略)

修了要件には、これらの科目の単位に加え、必要な研究指導を受け、学位論文の審査・及び最終試験に合格し、研究科委員会での総合的な評価に合格した者とする。

論文審査及び最終試験の方法は以下の通りとする。

(a) 研究科委員会は、論文審査委員として研究指導資格を有する教員の中から主査1名を選出する。また、副査として2名以上を選出するが、そのうちの少なくとも1名は本学大学院専任教員とし、外部の有識者から1名を加えることができる。主査が論文審査委員長になり、論文審査委員は博士学位論文の論文審査を実施する。

(b) 論文審査委員長は、論文審査の合格者に対して最終試験の申請を指示する。

(c) 最終試験は、学位論文の審査委員を含め、全ての教員、大学院学生などの前で公開による研究発表を行うとともに口頭試問

<p>る。</p> <p>(d) 論文審査及び最終試験の結果は、<u>論文審査委員長</u>から研究科委員会に報告され、研究科委員会の審議により合否を判定する。</p> <p><u>なお、大学は学位規則に則り、学位授与後3ヶ月以内に論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を日本薬科大学ホームページにて公開する。また、印刷した学位論文は、国立国会図書館及び本学図書館において1年以内に公開する。</u></p> <p>(10、11 ページ)</p>	<p>として実施する。</p> <p>(d) 論文審査及び最終試験の結果は、<u>主査</u>から研究科委員会に報告され、研究科委員会の審議により合否を判定する。</p> <p>学位論文は、国立国会図書館及び本学図書館において公開する。</p> <p>(9、10 ページ)</p>
---	--

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

5. <教育課程の特色が不明確>

教育課程の特色として「研究倫理について総合的に学ぶこと」、「統合医療についての概念を理解するための教育」を掲げているものの、対応する授業科目は「研究倫理特論」、「統合医療特論」に留まっているように見受けられるため、十分に学ぶことができるか疑義がある。それぞれの特色を教育課程においてどのように担保する計画であるか明らかにすること。

(対応)

審査意見のご指摘のとおり、教育課程の特色としてあげた2つの項目については、「研究倫理特論」と「統合医療特論」だけでは不十分だと受け取られ得るカリキュラム構成であった。

「研究倫理について総合的に学ぶこと」という項目については、研究倫理に関する基本的内容を「研究倫理特論」で学んだ後に、課題研究を遂行する過程で、自分の研究に関連した内容について研究現場で実地に学ぶことが重要な教育であると考えている。従って、「課題研究」、「薬学演習」の科目においても4年間を通じて研究倫理について学ぶことを想定している。一方、「統合医療についての概念を理解するための教育」については検討の結果、審査意見に対応して1年次前期に必修科目として「漢方薬特論」を学ぶようにカリキュラムを改めた。その後、後期に「統合医療特論」を学ぶことにより「本学における統合医療」の概念をしっかりと理解できるようになると考える。

以上の点を踏まえて、カリキュラムを一部修正し、「設置の趣旨等を記載した書類」を書き改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(6、7ページ)

新	旧
(2) 教育課程の編成 設置予定の大学院薬学専攻博士課程は、「統合医療」の理解のもとに、 (中略) 授業科目は、必修講義科目として「研究倫理特論」を1年次前期に設置し、本格的な研究活動を開始する大学院学生に対して、初期段階で、研究に必要な倫理や法規制について教育することにより、正しい倫理観および社	(2) 教育課程の編成の <u>考え方(カリキュラム・ポリシー)</u> 設置予定の大学院薬学専攻博士課程は、「統合医療」の理解のもとに、 (中略) 授業科目は、必修講義科目として「研究倫理特論」を1年次前期に設置し、本格的な研究活動を開始する大学院学生に対して、初期段階で、研究に必要な倫理や法規制について教育することにより、正しい倫理観および社

会性を持った薬学教育者、研究者あるいは高度薬剤師になるための基盤を作る。また、「漢方薬特論」を1年次前期、「統合医療特論」を1年次後期に設置し、本学定義する統合医療についての基礎的理解を深めるための教育を実施する。実験・実習の必修科目として「課題研究」を、基礎薬学領域5課題、臨床薬学領域5課題として設置する。「課題研究」では、基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域の研究テーマから1つを選択し、研究指導教員の指導に基づき実験あるいは調査を4年間実施し、その成果をまとめる。臨床薬学領域の課題研究の過程では、連携病院あるいは台湾の連携大学との協同研究の実施も可能とする。演習科目の必修科目として「薬学演習」を設置する。「薬学演習」は、研究指導教員の指導の下に4年間にわたってセミナー形式で定期的開催され、自分の研究成果や他の大学院学生・教員の研究成果の発表による議論や、世界における関連研究領域の最先端の状況に触れることにより、課題研究の推進および研究能力の発展に資する。また、この科目において、自分の研究に関係した研究倫理を、知識だけではなく体験として学ぶ。

選択講義科目としての「特論」は16科目（基礎薬学領域8、臨床薬学領域8）を設置する。それぞれの領域での代表的な学問分野の科目を設置することにより、幅広いコースワークが可能となるようにした。

(6、7ページ)

会性を持った薬学教育者、研究者あるいは高度薬剤師になるための基盤を作る。また、「統合医療特論」を1年次前期に設置し、本学が目指す統合医療についての基礎的理解を深めるための教育を実施する。実験・実習の必修科目として課題研究」を、基礎薬学領域5課題、臨床薬学領域5課題として設置する。「課題研究」では、基礎薬学領域あるいは臨床薬学領域の研究テーマから1つを選択し、研究指導教員の指導に基づき実験あるいは調査を4年間実施し、その成果を博士論文としてまとめる。臨床薬学領域の課題研究の過程では、連携病院あるいは台湾の連携大学との協同研究の実施も可能とする。演習科目の必修科目として「薬学演習」を設置する。「薬学演習」は、研究指導教員の領域において4年間にわたってセミナー形式で定期的開催され、自分の研究成果や他の大学院学生・教員の研究成果の発表による議論や、世界における関連研究領域の最先端の状況に触れることにより、課題研究の推進および研究能力の発展に資する。

選択講義科目としての「特論」は17科目（基礎薬学領域9、臨床薬学領域8）を設置する。それぞれの領域での代表的な学問分野の科目を設置することにより、幅広いコースワークが可能となるようにした。

(5、6ページ)

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

6. <シラバスの内容が不十分>

各科目の到達目標や評価基準等が明示されていないことから、シラバス等を改めることにより、明らかにすること。また、共通科目における授業形態が演習又は実験・実習の科目について、授業計画表の記載が授業内容と担当教員を示すのみで、本科目の履修スケジュールが示されていないことから、併せて修正すること。

(対応)

シラバスの書式を改め、「到達目標」および「評価方法及び評価基準」という欄を新たに設け、全てのシラバスを書き改めた。

共通科目における授業形態が演習である「薬学演習」においては、4年間を通じてセミナー形式で学ぶ科目であるので、シラバスの授業概要の欄に「年8回、4年間を通じて実施する」と記入した。共通科目における授業形態が実験・実習である「課題研究」についても4年間にわたって実施される科目であるので、シラバスの授業概要の欄に「1年次は課題選択、これまでの研究の調査、基礎技術の習得等を実施し、2年次以降に本格的な研究活動に入る。2年次最後に実施される中間報告会および4年次後期に実施される最終報告会に向けて研究をまとめる。」と記入した

新旧対照表

別紙1「薬学演習」および「大学院特別講義」補正前・補正後シラバス参照

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

【教育課程等】

7. <科目の内容が不明瞭>

「大学院特別講義」は関係する研究領域の研究者による講演を聴講させる科目であると見受けられるが、シラバスの内容が抽象的であり、どのような目的の講演が実施される計画であるか不明確であるため、具体的に説明すること。

(対応)

「大学院特別講義」においては薬学がカバーする研究領域の全てに渡って最新科学の講演を聴講させることにより、自分の研究領域に留まらず幅広い薬学に関する教養を身につけさせることを意図しており、ある特定の領域を限定して講演を依頼することは考えていない。そのため、8回の講演のうち4回を基礎薬学領域に関連した講演、4回を臨床薬学領域に関連した講演にすることを予定している。基礎薬学領域の教員2名および臨床薬学領域の教員2名が科目を担当し、各人2回の講演を世話するが、講演者の決定は研究科委員会において行う。このような考えに基づいて、シラバスをできるだけ具体的に書き改めた。

新旧対照表

別紙1「薬学演習」および「大学院特別講義」補正前・補正後シラバス参照

(改善事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

8. <科目の実施時期が不明確>

「薬学演習」、「課題研究」は4年間を通して学ぶ科目であると見受けられるが、教育課程の概要においては、4年生の通年の科目として位置付けられている。適切な内容に改めること。

(対応)

審査意見のご指摘のとおり、教育課程の概要における「薬学演習」、[課題研究]の実施時期に誤りがあった。「教育課程の概要」の中の「薬学演習」、[課題研究]について、配当年次を4通から1～4通に書き改めた。

「教育課程の概要」補正前・補正後(抜粋)

補正前			補正後		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	科目区分	授業科目の名称	配当年次
共通科目	研究倫理特論	1前	共通科目	研究倫理特論	1前
	統合医療特論	1前		漢方薬特論	1前
				統合医療特論	1後
	大学院特別講義	1通		大学院特別講義	1通
	薬学演習	<u>4通</u>		薬学演習	<u>1～4通</u>
	課題研究	<u>4通</u>		課題研究	<u>1～4通</u>

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

9. <教員の勤務日数の適正性が不明確>

専任教員の週当たりの平均勤務日数が週6日となっており、教員に対して大きな負担を課している状況にないか疑義があるため、その適正性について、就業規則等を明らかにした上で、明確に説明すること。

(対応)

関連する本学の就業規則を以下に示す。

(勤務時間)

第21条 教職員の勤務時間は、1日7時間とし、1週40時間の範囲において定める。

(時 限)

第22条 始業・終業・休憩の時刻は原則として次のとおりとする。但し、業務の都合により管理者及び学園当局は、その時刻を繰り上げ、または繰下げることができる。

始業 9時00分 終業 17時00分

休憩時間 教育職員 昼食時45分間、外に90分毎に10分

事務職員 // 60分間

作業職員 // 60分間

土曜日の勤務は、15時00分までとする。

2 休憩の時間は、業務の実情に応じて監督者は総時数の範囲内において変更することができる。

この就業規則より、現在も土曜日を含む週6日が教員の勤務日になっている。ただし、土曜日には専任教員が担当する通常講義は設定されていないので、教員は大学で勤務するものの講義の負担はなかった。大学院設置により、土曜日は重要な講義日となる予定だが、新たに土曜日が勤務日になるわけではないので土曜日の講義の負担は大きくない。第22条により始業から終業までの時刻が規定されているが、これは特に事務職員に適用されており、教員は運用において、授業や研究の都合により第21条の週40時間の範囲で柔軟に勤務時間を調整している。大学院の設置に伴い、遅い時間までの勤務が必要な日が生じるかもしれないが、週40時間の範囲内での調整は可能であり、大きな負担の増大にはならない。

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

10. <入学選抜方法が不明確>

入学者選抜を3つの区分で実施することだが、各区分の出願資格を踏まえると、様々な受験者が想定される中、どのようにアドミッション・ポリシーを確認するのが不明確であるため、具体的な入学者選抜方法を明らかにすること。その際、アドミッション・ポリシーに掲げる「統合医療」に精通した高度な研究能力を有する者としての意欲と能力について、学外の「統合医療の基礎」を学んでいない学生に対してどのように確認するのも併せて説明すること。

(対応)

「設置の趣旨等を記載した書類」内の「9. 入学者選抜の概要」を具体的に書き改めた。すなわち、アドミッション・ポリシーを修正するとともに、入学者選抜の方法をより具体化した。また、推薦入試における出願資格も明確にした。

本学は、入学時に「統合医療」に精通した高度な研究能力を有する者を入学させるのではなく、将来ディプロマ・ポリシーに則って学位取得後に薬学の発展に貢献したいという意欲の高い人物を入学させる。したがって、学外の「統合医療の基礎」を学んでいない学生でも薬学の発展に貢献したいという高い意欲を持っていれば問題としない。このことをわかりやすく示すようにアドミッション・ポリシーを修正した。学外の「統合医療の基礎」を学んでいない学生でも、入学後に本学が定義する統合医療を学べるカリキュラムになっている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(14～16 ページ)

新	旧
<p>(1) 求める学生像 (アドミッション・ポリシー)</p> <p>本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に共鳴するとともに、将来、「<u>統合医療</u>」の理念を理解し、高度な研究能力を有する人材として薬学の発展に貢献するための教育を受ける意欲と能力を有する者を入学させる。</p> <p>(14 ページ)</p>	<p>(1) 求める学生像 (アドミッション・ポリシー)</p> <p>本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を<u>理解し</u>、将来、「<u>統合医療</u>」に<u>精通した高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者、あるいは薬学研究者</u>として薬学の発展に貢献するための教育を受ける意欲と能力を有する者を入学させる。</p> <p>(13 ページ)</p>
<p>a 入学者選抜の指針</p> <p>大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項(薬学専攻博士課程)」に沿って、本</p>	<p>a 入学者選抜の指針</p> <p>大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項(薬学専攻博士課程)」に沿って、本</p>

<p>学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に共鳴するとともに、将来、「<u>統合医療</u>」の理念を理解し、<u>高度な研究能力を有する人材</u>として薬学の発展に貢献したいという情熱を持ち、大学院博士課程の教育を受けるに相応しい能力・適正等を有する者を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。</p> <p>(14 ページ)</p> <p>a 推薦入試</p> <p>大学在学中の成績を含めた書類の審査および面接試験並びに筆記試験（<u>英語、小論文</u>）により合格判定を行う。</p> <p>出願資格は、本学および本学と同じ建学の精神を有する<u>関連大学の薬学に関する学部の6年制学科</u>を卒業見込みの者とする。</p> <p>b 一般入試</p> <p>書類審査および面接試験並びに筆記試験（<u>英語、専門科目</u>）により合格判定を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>c 社会人入試</p> <p>(中略)</p> <p>社会人入試においては、業務経歴書を提出させ、書類審査および面接試験並びに筆記試験（<u>英語・小論文</u>）により合格判定を行う。</p> <p><u>筆記試験科目（表）</u> <u>新旧対照表(6月)別紙6参照</u></p> <p>(15・16 ページ)</p>	<p>学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、将来、「<u>統合医療</u>」に精通した<u>高度な薬剤師、薬学研究者</u>として薬学の発展に貢献する情熱を持ち、大学院博士課程の教育を受けるに相応しい能力・適正等を有する者を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。</p> <p>(13 ページ)</p> <p>a 推薦入試</p> <p>大学在学中の成績を含めた書類の審査および面接試験並びに筆記試験により合格判定を行う。</p> <p>出願資格は、本学の<u>学内進学者及び本学と同じ建学の精神を有する関連大学</u>を卒業見込みの者とする。</p> <p>b 一般入試</p> <p>書類審査及び面接試験および筆記試験により合格判定を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>c 社会人入試</p> <p>(中略)</p> <p>社会人入試においては、業務経歴書を提出させ、書類審査および面接試験並びに筆記試験により合格判定を行う。</p> <p>(14 ページ)</p>
---	--

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

1 1. <社会人学生の利益保護>

「社会人入試」を設けて企業等に所属し続ける学生を受け入れる計画であるが、授業は平日の昼間のみに開講される計画であるため、社会人を対象とした教育がどのように行われるか不明確である。社会人に対する履修指導及び研究指導の方法や授業の実施方法、想定される専任教員の負担の程度を明らかにすること。

(対応)

「設置の趣旨等を記載した書類」内の「6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件、(1) 教育方法、b 講義科目の教育方法」を以下のように書き改めた。

授業は平日の1日と土曜日に開講するように改めた。授業科目をこの2日間に集中することにより、社会人大学院学生は最低で土曜日を含めた週2日間来学することにより単位を修得可能である。最も特論の科目が多いのは1年次前期で7科目であるが、平日の午後に2コマ、土曜日に3コマの時間割を設定すると、15週で最大75コマの授業を実施できる。特論は8コマで1科目となっているので、9科目までの授業が可能である。大学院特別講義は大学院学生以外の聴講も考慮して、平日の午後の時間の最後に設定する。1年次後期以降は授業科目数が減少するので研究の時間が増える。大学院設置に伴う土曜日の講義や研究指導は、審査意見9への回答で述べたように、現在と比べて教員の大きな負担の増大とはならない。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(9、10 ページ)

新	旧
<p>実際の講義時間割作成においては、学部学生との講義室の共用および社会人大学院学生に配慮して、<u>平日の午後および土曜日</u>での講義時間の設定を検討する。</p> <p><u>大学院特別講義は、大学院生以外の多くの聴講を期待して、特論の講義を設定した平日の午後の時間の最後に設定する。社会人大学院生は平日の1日および土曜日の週2日来学する事により、講義科目の単位取得が可能になるように配慮する。特論は半期8回で設定されるので、講義のない時間には研究指導を実施できる。大学院設置に伴う土曜日の講義や研究指導は、現在と比べて教員の大きな負担の増大とはならない。</u></p> <p>(9、10 ページ)</p>	<p>実際の講義時間割作成においては、学部学生との講義室の共用および社会人大学院学生に配慮して、<u>午後の遅い時間</u>での講義時間の設定、<u>集中講義の導入等</u>を検討する。</p> <p>(9 ページ)</p>

(是正事項) 薬学研究科 (薬学専攻(D))

12. <施設の整備計画が不明確>

大学院設置に伴い研究室は薬学部と共用して使用することのだが、図面で確認できないため、適切に改めること。また、大学院学生の実験室については室内の見取図も添付し、教育研究に必要な施設が確保されていることを具体的に説明すること。

(対応)

是正意見に従い研究室を「大学院専用研究室 (自習室)」と「大学院/大学(薬学部) 共有実験・実習室」に区分して図示するとともに室内の見取図も添付した。併せて、大学院/大学(薬学部) 共有の「講義室」および「管理事務室」も図面に表示した。また、設置の趣旨等を記載した書類の中で、「講義室」、「実験・実習室」、「研究室 (自主室)」を厳密に使い分けた。

実験・実習室は研究実習棟内で薬学部と共用して使用する予定である。大学院教育を担当する研究指導教員は、研究実習棟内の7分野・1部門に分散して所属しており、大学院学生も研究指導教員の属する分野・部門の実験室内に専用の机と椅子を配置して、准教授や講師と同じように研究現場の近くで研究を実施でき、研究指導教員の指導を受けやすい環境とする。12名を10の課題研究数で割ると平均1.2名となるが、最大で3名の大学院学生が配属された場合を想定した実験・実習室の見取図を示した。また、大学院学生の学位論文作製、自習、お互いの討論、セミナー等に利用できる専用の研究室 (自習室) を、領域ごとに1室、合計で2室設置する予定で、研究室 (自習室) には、必要な机、椅子および書籍棚、ミーティング用机・椅子、ホワイトボード等を整備する予定である。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(12ページ)

新	旧
<p>(2) 校舎等施設の整備計画</p> <p>大学院設置に伴い、現在校舎の研究室から大学院学生専用の研究室(自習室)として2か所(47㎡)を設定・整備するとともに校舎の恒常的整備・補修を継続的かつ計画的に実施する。</p> <p>講義は、さいたまキャンパス内の6年制の薬学部教育において使用する講義室に十分な余裕があるためにこれを共用する。通常の大学院講義は平日の午後あるいは</p>	<p>(2) 校舎等施設の整備計画</p> <p>大学院設置に伴い、現在校舎の研究室から大学院学生専用の研究室(自習室)を2か所(47㎡)を設定・整備するとともに校舎の恒常的整備・補修を継続的かつ計画的に実施する。</p> <p>講義は、さいたまキャンパス内の6年制の薬学部教育において使用する教室に十分な余裕があるためにこれを共用する。小人数講義に対応するため、50~360人を収</p>

土曜日に開講予定なので、学部学生のための講義は限定されており、共用の講義室を利用できる。外部から研究に係わる専門分野の講師を招聘して実施される大学院特別講義については、大規模及び中規模教室を使用し、大学院以外の学生および学外からの聴講もできるだけ認める予定である。必修科目の『薬学演習』については、研究指導教員の属する分野・部門のセミナー室あるいは所属領域の研究室（自習室）において行う。

実験には、研究指導教員が所在する研究実習棟内の実験・実習室を6年制の薬学部と共用して使用する。大学院学生（収容定員12名）は、基礎薬学領域と臨床薬学領域の2つの課題研究領域に対応する分野・部門に配属（専用の机と椅子を配置）し、各領域の副指導教員を含む研究指導教員による複数指導体制が可能な効果的な環境を作る計画である。また、大学院学生の学位論文作製、自習、お互いの討論、セミナー等に利用できる専用の研究室（自習室）を、領域ごとに1室、合計で2室設置する予定で、研究室（自習室）には、必要な机、椅子および書籍棚、ミーティング用机・椅子、ホワイトボード等を整備する予定である。

(12 ページ)

容できる18個の教室のレイアウト（AV装置及び可動式の椅子・机の配置）を工夫して使用したりする、円卓を配置した講義室、可動式のパーテーション・テーブルと椅子等を常設した研究実習棟の実習室を利用する。

実験については、研究指導教員が所在する研究実習棟内の実験・実習室を使用する。外部から研究に係わる専門分野の講師を招聘して実施されることの多い大学院特別講義については、大規模及び中規模教室を使用し、学外から聴講もできるだけ認める予定である。必修科目の『薬学演習』については、所属領域の研究室において行う。

研究室は6年制の薬学部と共用して使用する。大学院学生（収容定員12名）は、基礎薬学領域と臨床薬学領域の2つの課題研究領域に対応する研究室（分野）に配属（専用の机と椅子を配置）し、各領域の副指導教員を含む研究指導教員による複数指導体制が可能な効果的な環境を作る計画である。

(11 ページ)

新旧対照表

別紙5 校地校舎の平面図・見取図(補正前・補正後)参照

科目名	薬学演習				
選択・必修の別	必修	開講時期	1年～4年次 通年	単位数	4
授業担当教員	原口一広、高野文英、渡邊峰雄、京ヶ島守、新井一郎、中島孝則、櫻田誓、井上裕子、前田智司、松田佳和				

授業形式	評価方法及び評価基準
セミナー形式	セミナーにおける発表内容や質疑応答内容、学会等での学外への発表から総合的に判断

到達目標
自分の研究課題に関連した国内外の文献を集めてまとめて発表ができる。自分の研究課題の調査・研究結果をまとめてわかりやすく発表ができる。自分の研究課題遂行に関わる研究倫理を理解して法規制等を遵守できる。

授業概要(教育目的・GIO)

<p>下記、授業計画表に示した研究指導教員の中から、選択した課題研究の担当研究室において、研究指導教員の指導の下にセミナー形式で実施される。大学院学生は、自分の研究課題に関する報告・討論、英文雑誌の論文紹介、あるいは他の学生や教員の発表に対する討論により、研究能力の育成、研究マインドの養成、プレゼンテーション・討論能力や英語力の強化等を行う。さらに、自分の研究に即した研究倫理についても実地で学ぶ。</p> <p>1年次は各自の研究課題設定のための準備教育、関連研究の調査結果の発表等を実施し、2年次以降は課題研究の途中経過の発表を中心に実施する。全学年を通じて、自分の研究テーマに関連した世界の研究趨勢の論文発表も実施する。年8回、4年間を通じて実施する。</p>
--

授業計画表

担当教員	内容
原口一広	課題研究「難治性疾患の次世代型治療薬の創製を指向した創薬研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
高野文英	課題研究「各種難治性疾患に有効な天然医薬シーズ探索のための評価系構築に関する研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
渡邊峰雄	課題研究「生体機能発現機構の解明とその医薬品応用」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
京ヶ島守	課題研究「構造生物化学を基盤とする病態解析」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
新井一郎	課題研究「統合医療の安全な使用のための医療情報システムの研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
中島孝則	課題研究「臨床の場において医薬品を有効かつ安全に使用するための薬剤学的研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
櫻田誓	課題研究「難治性疼痛および掻痒に対する新規治療薬の研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
井上裕子	課題研究「加齢関連疾患の病態形成機序の解析と制御因子の探索」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
前田智司	課題研究「生理活性物質の新規役割の解明と応用」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
松田佳和	課題研究「健康寿命延伸に寄与する臨床薬学的研究～社会薬学、適正使用、創薬、処方解析、病態解析等のアプローチを介して～」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。

科目名	薬学演習				
選択・必修の別	必修	開講時期	1年～4年次 通年	単位数	4
授業担当教員	原口一広、高野文英、渡邊峰雄、京ヶ島守、新井一郎、中島孝則、櫻田誓、井上裕子、前田智司、松田佳和				

授業形式

セミナー形式

評価方法

セミナーにおける発表内容、質疑応答内容から総合的に評価する。

授業概要（教育目的・GIO）

選択した課題研究の研究指導教員の領域において、研究指導教員の指導の下にセミナー形式で実施される。大学院生は、自分の研究成果や調査した世界の最先端の研究動向の発表、あるいは他の学生や教員の発表を通じた討論により、課題研究の推進および研究能力の涵養に資する。

授業計画表

担当教員	内容
原口一広	課題研究「難治性疾患の次世代型治療薬の創製を指向した創薬研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
高野文英	課題研究「各種難治性疾患に有効な天然医薬シーズ探索のための評価系構築に関する研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
渡邊峰雄	課題研究「生体機能発現機構の解明とその医薬品応用」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
京ヶ島守	課題研究「構造生物化学を基盤とする病態解析」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
新井一郎	課題研究「統合医療の安全な使用のための医療情報システムの研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
中島孝則	課題研究「臨床の場において医薬品を有効かつ安全に使用するための薬剤学的研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
櫻田誓	課題研究「難治性疼痛および掻痒に対する新規治療薬の研究」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
井上裕子	課題研究「加齢関連疾患の病態形成機序の解析と制御因子の探索」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
前田智司	課題研究「生理活性物質の新規役割の解明と応用」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。
松田佳和	課題研究「健康寿命延伸に寄与する臨床薬学的研究～社会薬学、適正使用、創薬、処方解析、病態解析等のアプローチを介して～」を遂行する上での準備、関連研究の調査、途中経過等の発表、および他の学生や教員の発表を通じた討論を行う。

科目名	大学院特別講義				
選択・必修の別	必修	開講時期	1年次 通年	単位数	1
授業担当教員	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗				

授業形式

講義

評価方法及び評価基準

毎回のレポートにより、講演の理解度および自分なりのコメントを評価

到達目標

幅広い学問分野としての薬学の先端研究を理解し、研究のベースを広げる。

授業概要(教育目的・GIO)

外部からの招聘講師による特別講演を聴講し、第一線の研究に触れる。積極的な質疑応答を通じて研究内容の理解を深め、さらに内容をレポートとしてまとめる。

講演者の決定は研究科委員会において行い、一つの領域に偏らず幅広い分野からの講演を聴けるように配慮する。

授業計画表

回	担当教員	項目	内容
1	茅野大介	外部講師による、臨床薬学領域に関する特別講演	薬物治療等の臨床薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
2	熊本浩樹	外部講師による、基礎薬学領域に関する特別講演	有機薬品化学等の基礎薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
3	村橋毅	外部講師による、基礎薬学領域に関する特別講演	衛生薬学等の基礎薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
4	栗田拓朗	外部講師による、臨床薬学領域に関する特別講演	臨床薬剤学等の臨床薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
5	茅野大介	外部講師による、臨床薬学領域に関する特別講演	臨床薬理学等の臨床薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
6	熊本浩樹	外部講師による、基礎薬学領域に関する特別講演	分子生物学等の基礎薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
7	村橋毅	外部講師による、基礎薬学領域に関する特別講演	分析化学等の基礎薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。
8	栗田拓朗	外部講師による、臨床薬学領域に関する特別講演	薬局・病院や薬剤師の将来像等の臨床薬学領域の先端的研究の外部講師による特別講演を聴講し、講演内容を理解し、レポートをまとめる。

科目名	大学院特別講義				
選択・必修の別	必修	開講時期	1年次 通年	単位数	1
授業担当教員	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗				

授業形式

講義

評価方法

レポートで評価する。

授業概要（教育目的・GIO）

外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講し、第一線の研究に触れる。積極的な質疑応答を通じて研究内容の理解を深め、さらに内容をレポートとしてまとめる。

講演者の決定は研究科委員会において行い、一つの領域に偏らず幅広い分野からの講演を聴けるように配慮する。

授業計画表

回	担当教員	内容
1	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
2	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
3	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
4	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
5	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
6	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
7	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。
8	茅野大介、熊本浩樹、村橋毅、栗田拓朗	外部からの招聘講師による特別講演や、学内の教員による「日薬研究会」における講演を聴講。講演者の決定は研究科委員会において行う。